

議案第 98 号

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

土地区画整理法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

(所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第1条 所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例（昭和61年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改める。

(所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第2条 所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。